



法務史料展示室だより 第十一号

# 時をたずねて

季刊 二〇〇六年十月

## 「史料は語る」第十一回

### 府県伺留・各裁判所伺留

明治初期のわが国において、「新律綱領」及び「改定律例」という二つの刑法典、さらには、頻繁に出される改正・追加法令をも加えた複雑な法の適用関係の下、「伺・指令裁判体制」とも呼ばれる刑事裁判の方式が成り立っていたことは、すでに第四回発行の本欄で触れました。

この、「伺・指令裁判体制」下における法の解釈と適用の実態は、法務図書館が所蔵する、「府県伺留」及び「各裁判所伺留」と名付けられた司法省記録から明らかになります。今回は、これらの史料を通じて、府県や府県裁判所の裁判実務関係者（当時、府県と府県裁判所という二系統の裁判が併存したことについては、第三回発行の本欄をご参照ください）が刑事裁判に臨む姿勢、そして、その背後にある司法省側の意図をうかがってみましょう。

「府県伺留」は、各府県の裁判実務担当者から司法省にあてられた「伺」と、これに対する司法省の「指令」を綴った司法省記録です。そこからは、「現行法」を適切に判断するため、限られた情報の中から、彼らがいかに慎重に法条の適用を検討し、細かく司法省の判断を仰いでいたかを、みてとることができます。通信手段が充分でない時代において、錯うする情報の中で、時には伝聞情報に基づいてまで、その法解釈の真偽・適否を問い合わせた事例さえも存在するのです。

一方、「各裁判所伺留」には、府県裁判所に赴任した判事たちと、司法省との往復文書が綴じられています。

### 人～第十一回『鶴田皓』①

明治15年(1882)1月1日をもって、わが国には新たな刑法(本欄では「旧刑法」と表記します)が施行されました。それまでの刑法典が伝統的な「律」の形式にのっとっていたのに対し、「旧刑法」は、初めて西欧近代法の理念や形式を本格的に取り入れた法典であったという点で、わが国の法体系に大きな転換をもたらすものでした。

では、「旧刑法」の編さんに当たった人々は、伝統的な「律」から西欧近代法へという転換を、どのような形で受け入れ、推し進めたのでしょうか。本欄では、「旧刑法」の編さんに深く関与した鶴田皓にスポットを当て、法の転換期における一官僚の姿を追ってみたいと思います。

鶴田皓は、天保6年(1835)、肥前(現在の佐賀県)に生まれました。明治2年(1869)、明治政府に登用された鶴田は、このことを機縁として、「新律綱領」の編さんに携わることとなります。

さらに、明治4年(1871)、司法省の一部局として、法典編さんや法条解釈などを担当する「明法寮」が設置されると、鶴田はその首脳部に迎えられました。そして彼は、同寮で行われた「改定律例」編さん作業の初期の段階で、中心的な役割を果たしたと考えられています。

このように、一貫して時の刑法典編さんに立ち会ってきた鶴田は、「律」型刑法典の第一人者であったとすることができるでしょう。その鶴田に、明治5年(1872)、司法制度調査を目的とした渡欧の絶好の機会が巡ってきます。

ここでも、法条適用にみられる慎重な姿勢は「府県伺留」と同様ですが、一点だけ大きく異なる点があります。それは、判事たちが司法省から裁判所へ赴任する際に、「判断上の資料」(例えば、編さん途中にある刑法典の草案など)を持参しており、法条の解釈・適用に当たってそうした資料を参照しているという点です。

各府県の裁判実務担当者として、府県裁判所の判事たちでは、「現行法」を判断するに当たつての慎重な姿勢という点では共通しつつも、しかし、法条解釈の前提となる情報の面では、府県裁判所の判事たちが、いささか有利な立場にあったようです。そこには、各府県に委ねられていた司法権を二手に掌握しようとする、司法省の政策的な判断が働いていたとも考えられます。

# 「歴史を歩く」第十一回 影隠地蔵

中世から残る古道で鎌倉につな  
がっている道のことを、鎌倉街道と  
いいます。鎌倉街道には信濃・越  
後に向かう「上道」、奥州に向か  
う「中道」、千葉方面の「下道」が  
あり、特に「上道」沿いでは新田義  
貞の鎌倉攻めなどの合戦も多く、  
数多くの伝承も残されました。今  
回は、そのような地を訪ね、「上道」  
を歩いてみることにしましょう。

鎌倉街道「上道」はこの地点で入間川を越え、北  
西へ延びていたと考えられています（『新編武蔵風  
土紀稿』より）。ここより南西にある新富士見橋  
を渡りしばらく直進すると、奥州道という交差点  
があり、この近くに影隠地蔵という小さな地蔵が  
あります。これが、治承・寿永の内乱（源平合戦）  
で活躍した悲劇の武将木曾義仲の子義高が、追っ  
手から身を隠したという伝承の残る場所です。  
治承四年（一一八〇）九月、後白河法皇の皇子  
以仁王の呼び掛けに應える形で、木曾義仲も平氏  
打倒の兵を挙げました。義仲は信濃国から北陸  
道へ進み、寿永二年（一一八三）五月、倶利伽羅峠で  
平氏軍を破って一気に入京します。しかし、義仲は  
都で後白河法皇・公家と対立、法皇の命令を受け  
た頼朝が派遣した軍勢に敗れ、元暦元年（一一八四）  
一月、近江国粟津で戦死しました。

一方、義仲の長男清水冠者義高は、頼朝の長女  
大姫の婿として、鎌倉にありました。父義仲が討  
たれたことにより、義高の立場は急速に悪化し、

頼朝は義高の暗殺を計画します。『吾妻鏡』には、  
危険が迫っていることを知った義高は、家臣を替  
え玉として残した上で、女房装束に身を包み、馬  
の蹄に綿を付け音が出ないようにして逃走しま  
した。鎌倉街道「上道」を北に逃げた義高でし  
たが、武蔵国入間川付近で追っ手に討たれたと記  
されています。そして、この義高が逃走の過程で  
身を隠したとされるのが、影隠地蔵なのです。

『吾妻鏡』には、義高の死を知った大姫は嘆  
き悲しみ、病床に伏してしまつたとも記されて  
います。大姫の母北条政子は、彼女の悲しみを  
いやすため、義高供養の神社を建て、それが現  
在入間川を渡る手前にある清水八幡神社であ  
ると言われて  
います。

「上道」を  
歩き、義高と  
大姫の悲しい  
恋の物語に思  
いはせてみ  
てはいかがで  
しょうか。

▼鎌倉街道「上道」の推定ルートと影隠地蔵の所在地



▼影隠地蔵



▼清水八幡神社



## 歴史の中の法律語(第十一回)「起請文」

現代の裁判において、証人が証言する場合、「良心に従って真実を述べ」などと宣誓することに  
なっています。この宣誓をした上で、虚偽の証言  
をした場合、刑法第二六九条の偽証罪に問われる  
こととなります。

このような宣誓のやり方は、古代・中世の時代  
既に見られ、裁判の際に証人が記す宣誓書を起  
請文と言いました。起請文は証拠文書として永  
続的效果を持つものとして作成され、「敬白起  
請文事」という書き出しが定型で、ある事柄につ  
いて偽りのないことを宣誓し、またもし偽りが  
あれば神仏の罰を被ることを記載していました。  
ここで記される神仏は、「日本国中」などとい  
った包括的な表現をした後に、個別の神名を挙げ  
るのが一般的で、鎌倉期以降は伊勢神宮の天照  
大神がよく記されるようになります。また、伊豆・  
箱根大権現や三島大明神なども現れますが、御  
成敗式目に付いている起請文の影響と考えられ  
ます。

さて、中世の裁判においては、立証方法の一つ  
として、参籠起請というものが行われていま  
した。これは、起請文を書いて宣誓した上で、一定  
期間神社に参籠し、その間に宣誓が破られたと  
認められる特定の現象が生じなければ、宣誓に  
嘘偽りなしと認められるものでした。文暦二年  
(一一三五)の鎌倉幕府追加法第七十三条によ  
れば、参籠の期間は十四日間、宣誓が破られたと  
認定される現象としては、鼻血を出すこと、病に  
かかること、トンビ・カラスに糞をかけられるこ  
となど、興味深い八か条が挙げられています。  
いつの時代においても、裁判では、紛争に対す  
る公正な判断が求められ、またそのために、証人  
の証言がいかに重要視されていたかを感じること  
ができます。

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードや、日本の歴史にまつわる興味深い話を、この「法務史料展示室だより」で紹介しております。